労働者協同組合法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年九月十日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百五十二号

労働者協同組合法の施行期日を定める政令

内閣は、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働者協同組合法の施行期日は、令和四年十月一日とする。

法務大臣　上川　陽子
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　義偉

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年九月十日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百五十三号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十二条の三の二、第八十一条並びに第八十一条の二第一項各号及び第四項、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三条の五第二項並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第四項の規定に基づき、並びに国民健康保険法を実施するため、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の七第二項第一号イ(3)中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同号イ(4)中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改め、同号ロ(4)、同条第三項第一号ロ(2)及び同条第四項第一号ロ(2)中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加え、同条第五項に次の二号を加える。

六　世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額（当該世帯に属する六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者につき第二項及び第三項の規定に基づき算定した被保険者均等割額（前各号に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次号において同じ。）を減額するものであること。

七　前号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額であること。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第二条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第一号中「第二十九条の七第五項」を「第二十九条の七第五項第一号から第五号まで」に、「当該総額」を「当該減額した額の総額」に改め、同項第二号中「第七百三条の五第一項に」に、「当該総額」を「当該減額した額の総額」に改める。

第四条の五を第四条の六とし、第四条の四を第四条の五とし、第四条の三の次に次の一条を加える。

第四条の四　法第七十二条の三の二第一項の規定により毎年度市町村が繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、法の規定により保険料を徴収する市町村にあつては第一号に掲げる額とし、地方税法の規定により国民健康保険税を課する市町村にあつては第二号に掲げる額とする。

一　当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、当該市町村が令第二十九条の七第五項第六号及び第七号に定める基準に従い同条第二項及び第三項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額（その額が現に当該年度分の法第七十二条の三の二第一項の規定により減額した額の総額）

二　当該市町村が課する当該年度分の国民健康保険税について、当該市町村が地方税法第七百三条の五第二項に定める基準に従い同法第七百三条の四の規定により算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額（その額が現に当該年度分の法第七十二条の三の二第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該減額した額の総額）

2　法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入れは、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計（同特別会計が事業勘定及び直営診療施設勘定に区分されているときは、同特別会計事業勘定）に繰り入れるものとする。

3　法第七十二条の三の二第二項及び第三項の規定による負担は、同条第一項の規定による繰入れが行われた年度において行うものとする。

第十四条第一項中「第八十一条の二第九項第一号」を「第八十一条の二第十項第一号」に改め、同条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第一号中「第八十一条の二第九項第三号」を「第八十一条の二第十項第三号」に改め、同項第二号中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改め、同項に次の一号を加える。

四　法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金の額

第十五条第三項第一号ロ中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同号ハ中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改める。

第十六条第三号中「第八十一条の二第九項第四号」を「第八十一条の二第十項第四号」に改める。

第十七条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四　法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金の額

第十八条の見出しを「（法第八十一条の二第二項の規定による財政安定化基金の取崩し）」に改め、同条第一項中「同条第九項第四号」を「同条第十項第四号」に、「第八十一条の二第九項第五号」を「第八十一条の二第十項第五号」に改める。

第十九条第二号中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。